

第4次美里町行政改革大綱

令和5年3月

美里町

第4次美里町行政改革大綱

～ はじめに ～

本町は、これまで平成19年2月に美里町行政改革大綱（以下「第1次大綱」という。）を、平成24年4月に第2次美里町行政改革大綱（以下「第2次大綱」という。）を、平成29年7月第3次行政改革大綱（以下「第3次大綱」という。）をそれぞれ策定し、以下の7つの項目を柱とした行政改革を継続して推進してまいりました。

- (1) 開かれた公正で透明性の高い行政システムの確立
- (2) 財政の健全化
- (3) 地方公営企業等の経営安定化
- (4) 職員の意識改革及び定員の適正管理並びに人材育成の強化
- (5) 協働システムの構築と推進
- (6) 簡素で効率的な組織体制の確立
- (7) 行政ニーズに対する迅速、的確な業務遂行の確立

第3次大綱に盛り込まれた主要項目の取組については、第2次大綱から引き続き取り組むものとした項目を含め、これまでの行政視点を見直し、様々な観点から事務事業の在り方を検討し、方向性を決定するまでを行政改革の取組とし、行政改革を進めてきました。

I 基本理念

第4次美里町行政改革大綱（以下「本大綱」という。）の策定に当たっては、引き続き「限られた資源（人、物、金、情報）を最大限活用し、持続可能な組織への転換を図るため、これまでの固定観念を払拭し、社会経済情勢の変化に柔軟に対応し、簡素で効率的な行政活動が行える組織への転換」を基本理念とします。

II 基本方針

人口減少、少子高齢化、社会インフラの老朽化、グローバル化の進展、セキュリティリスクに対する安全確保など、社会構造の変化に加え、新型コロナウイルス感染症の拡大など、地方自治体を取り巻く社会経済情勢は大きく変化しており、また、国が策定した「デジタル・ガバメント実行計画（令和2年12月25日内閣決定）」においては、地方公共団体におけるデジタル・ガバメントの推進による業務改革が求められています。本町においては、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う経済的な見通しや社会情勢や円安に起因した物価高騰等、景気の先行きが不透明な状況下において、社会保障施策関係経費などの支出が増加傾向にあり、財政状況はさらに厳しさを増しております。

このような情勢の変化に対応するためには、従来の組織・業務体制及び業務手順等を根本から見直していく必要があります。将来を見据えた政策の選択と優先度を重視し、

職員一人ひとりが問題意識及び危機意識を持ち、目的・目標を明確にし、創意工夫して取り組んでいくとともに、限られた財源、人材等の資源を重点的・効果的に配分し、その政策の検証と進行管理に努めていかなければなりません。

これからの行財政運営は、資源が限られていることを意識し、将来を見据えた上で、利用者目線の改革を進めていくことが必要です。時代の求めに柔軟に対応するとともに、業務の有効性及び効率性、資産の保全、法令遵守などを柱とした内部統制による組織マネジメントを継続し、個々の職員の資質向上に努め、組織全体の質を向上させていかなければなりません。

以上を踏まえ、第4次美里町行政改革大綱の策定にあつては、「利用者中心の行政サービス改革」を基本とし、政策立案手法の見直しと行政のデジタル化を念頭とした組織・業務改革について、全庁・全職員が一丸となって取り組んでまいります。

III 計画期間

第1次大綱、第2次大綱及び第3次大綱では、5年間の計画期間を設定し、毎年度実施計画の見直しを行いながら各項目に取り組んでまいりました。本大綱においては、国のデジタル・ガバメント実行計画の計画期限を含む令和8年度までの5年間の計画期間とします。

IV 実施方法

1 実施計画の作成

本大綱には取組項目を示しますが、町長を本部長とする美里町行政改革推進本部において、具体的に取り組むものを実施計画として定めて、一つひとつが目に見える成果を確実に出せるよう取り組んでいくこととします。

2 取組成果の検証

毎年度、1年間の取組の成果を検証します。

3 実施計画及び成果の公表

実施状況並びに成果について、町の公式ホームページ、行政情報コーナー等を利用して、毎年度、公表します。

V 取組の主要項目

1 EBP M (Evidence Based Policy Making=根拠に基づく政策立案) の推進

利用者の行動様式を踏まえたサービス提供の在り方について、その効果の測定に重要な関係を持つ情報や統計等のデータを活用した検討を行い、利用者にとっての価値や便益を創出することを念頭に置いた取組を進めます。また、既存サービスを含めた行政サービスについても同様に、行政の視点だけではなく、利用者の視点に立って、何が

必要なのかを考え、統計等のデータを活用しながら実態を十分に把握し、利用者が利用しやすいサービスを提供します。

- (1) データに基づく政策立案
- (2) 実施効果を分析した事業の見直し

2 B P R (Business Process Re-Engineering=業務改革) の推進

町を取り巻く環境は日々急速に変化し、解決すべき課題は多く、自治体デジタル・トランスフォーメーション推進計画(総務省 令和4年9月)の基、根本的な業務プロセスの見直しによる効率的かつ効果的な業務フローの整備を進め、行政コストの削減を図ります。

- (1) 行政手続のオンライン化
- (2) 情報システムの標準化
- (3) セキュリティ対策の徹底
- (4) 情報セキュリティ、IT人材の確保・育成

3 効率的な業務委託の検証

委託化基本方針に基づき実施した業務委託について、社会経済情勢の変化に伴う新たなニーズに対応するため、その取組みを見直し、行政、住民、非営利組織、民間事業者等との連携について、それぞれの役割を認識しながら、委託化により期待される効果を最大限活かせるよう、検証し改善します。

- (1) 指定管理者制度導入施設の検証
- (2) 業務委託の検証
- (3) 新たな委託化の検討

4 その他の取組み

本大綱の計画期間において、行政改革として、全庁的な取組みを必要とする課題が生じた場合、随時、課題解決に取り組みます。

実施計画と指標

1 E B P Mの推進

(1) データに基づく政策立案

各年度町単独事業における新規政策立案時のE B P Mによる事業検証を行う体制の導入。

指標① 事業検証体制の導入進捗状況【目標：令和5年度末完了】

指標② 実施割合＝E B P M検証事業／年度別新規事業【目標：各年度100%】

(2) 実施効果を分析した事業の見直し

現在実施している町独自業務について、定期的にE B P Mによる事業検証を行う体制の導入。

指標① 事業検証体制の整備進捗状況【目標：令和5年度末】

指標② 実施割合＝E B P M検証事業／年度別検証対象事業【目標：各年度100%】

2 B P Rの推進

(1) 行政手続のオンライン化

① オンライン申請の拡大

指標① 進捗割合＝オンライン申請対応手続／申請対象手続【目標：令和9年度末100%】

うち、優先27手続【令和4年度完了】

●子育て関係（15手続）

1) 児童手当等の受給資格及び児童手当の額についての認定請求、2) 児童手当等の額の改定の請求及び届出、3) 氏名変更／住所変更等の届出、4) 受給事由消滅の届出、5) 未支払の児童手当等の請求、6) 児童手当等に係る寄附の申出、7) 児童手当に係る寄附変更等の申出、8) 受給資格者の申出による学校給食費等の徴収等の申出、9) 受給資格者の申出による学校給食費等の徴収等の変更等の申出、10) 児童手当等の現況届、11) 支給認定の申請、12) 保育施設等の利用申込、13) 保育施設等の現況届、14) 児童扶養手当の現況届の事前送信、15) 妊娠の届出

●介護関係（11手続）

1) 要介護・要支援認定の申請、2) 要介護・要支援更新認定の申請、3) 要介護・要支援状態区分変更認定の申請、4) 居住（介護予防）サービス計画作成（変更）依頼の届出、5) 介護保険負担割合証の再交付申請、6) 被保険者証の再交付申請、7) 高額介護（予防）サービス費の支給支援、8) 介護保険負担限度額認定申請、9) 居宅介護（介護予防）福祉用具購入費の支給申請、10) 居宅介護（介護予防）住宅改修費の支給申請、11) 住所移転後の要介護・要支援認定申請

●被災者支援関係（1手続）

1) 罹災証明書の発行申請

オンライン申請又は申請様式の提供を検討する手続

○押印を廃止した776申請手続きについて検証

② オンライン決済の拡充

指標① オンライン決済の導入進捗状況【目標：令和7年度未完了】

(2) 情報システムの標準化

① 標準化システムの導入

指標① 進捗割合＝標準化システム導入数／標準化対象システム【目標：令和7年度完了】

●システム標準化対象業務（17業務）

1)住民基本台帳、2)選挙人名簿管理、3)固定資産税、4)個人住民税、5)法人住民税、6)軽自動車税、7)国民健康保険、8)国民年金、9)障害者福祉、10)後期高齢者医療、11)介護保険、12)児童手当、13)生活保護、14)健康管理、15)就学、16)児童扶養手当、17)子ども・子育て支援

○その他システム標準化が行われる業務

1)戸籍情報システム（法務省）

② 標準化システムの導入に伴う業務フローの見直し

指標① 業務フロー見直し進捗状況【目標：令和7年度完了】

指標② 業務マニュアル見直し進捗状況【目標：令和7年度完了】

(3) セキュリティ対策の徹底

行政手続のオンライン化に伴い、強固なセキュリティシステムの構築と全ての場面における堅実なセキュリティ対策の実施。

指標① データ漏えい、コンピューターウイルス感染件数【目標：各年度0件】

(4) 情報セキュリティ、IT人材の確保・育成

急激なデジタル化の推進に対応できる専門的な知識・見識を有する人材の確保及び業務を担う職員の育成。

指標① デジタル化推進人材（推進体制）の確保【目標：令和8年度まで継続】

指標② デジタル化推進のための職員育成【目標：令和8年度まで継続】

3 効率的な業務委託の検証

(1) 指定管理者制度導入施設の検証

契約更新に併せ、各施設における指定管理の在り方を検証し、単に横並びとするのではなく、施設の目的・実情に即した制度の運用と費用負担を検証。

指標① 各年度更新時に指定管理の在り方を検証【目標：令和8年度まで継続】

(2) 業務委託の検証

限られた職員により「利用者中心の行政サービス改革」を展開するため、現在行っている委託業務及び委託可能な業務について、包括委託も視野に改めて委託化を検証するとともに、委託に伴い余剰となった職員の適正配置を検討。

指標① 職員優先配置業務（委託不可）の把握【目標：令和5年度】

指標② 委託可能業務の抽出【目標：令和5年度】

指標③ 既存委託業務の段階的包括委託導入を検討【目標：令和6年度】

指標④ 業務の標準化に伴う職員配置計画の見直し【目標：令和7年度】

指標⑤ 業務の委託化の検証【目標：令和7年度】